

○大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日訓令第18号

改正

令和7年4月1日訓令第42号

令和8年4月1日訓令第37号

大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大月町住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大月町補助金等交付規則（昭和43年大月町規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。）をいい、戸建て、長屋及び共同住宅であつて、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
 - イ 販売を目的とするもの
- (2) 「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法）をいう。
- (3) 「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。
- (4) 「住宅耐震診断上部構造評点」とは、大月町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成23年6月1日制定。以下「派遣事業実施要綱」という。）第2条に規定する住宅耐震診断による上部構造評点をいう。
- (5) 「登録設計事務所」とは、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱（平成19年4月17日高知県制定。以下「県登録制度要綱」という。）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (6) 「登録工務店」とは、県登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (7) 「耐震診断士」とは、派遣事業実施要綱第2条に規定する耐震診断士をいう。

- (8) 「構造設計一級建築士等」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士又は当該既存非木造住宅が鉄骨造の構造部分を有する住宅の場合は鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅の場合は鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅の場合は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。
- (9) 「耐震改修工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事（既存木造住宅については、登録工務店が施工するものに限る。）をいう。
- (10) 「耐震改修計画作成」とは、耐震改修工事を実施するための計画（以下「耐震改修計画」という。）及び当該計画に係る積算見積書の作成（既存木造住宅については、登録設計事務所が行うものに限る。）をいう。
- (11) 「認定ソフト」とは、一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトをいう。
- (12) 「家具転倒防止器具取付登録事業者」とは、大月町家具等安全対策事業者登録制度要綱（令和4年4月1日。）に基づき登録された事業者をいう。
- (13) 「木造住宅耐震化促進事業」とは、木造住宅耐震改修設計費、木造住宅改修費補助事業をいう。
- (14) 「非木造住宅耐震化促進事業」とは、非木造住宅耐震診断費補助事業、非木造住宅耐震改修設計費補助事業、非木造住宅耐震改修費補助事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 現に居住の用に供している、大月町内の既存住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等町長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。
- (2) 高知県税及び大月町税等を滞納していない者であること。

（補助目的及び補助対象事業等）

第4条 町は、南海トラフ地震に備え、町民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、コンクリートブロック塀安全対策事業、老朽住宅等除却事業及び家具等安全対策支援事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業につ

いては別表第2に、コンクリートブロック塀安全対策事業については別表第3に、老朽住宅等除却事業については別表第4に、家具等安全対策支援事業については別表第5に定めるとおりとする。

(事業の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 3 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(前条第1項の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 町長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書により、これを認定しないときは所定の補助事業認定申請却下通知書により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 5 町長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業認定の取下げ)

第6条 前条第1項の認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の認定申請を取り下げようとするときは、当該事業認定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助事業認定申請取下届出書により町長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助事業の事業認定はなかったものとみなす。

(事業認定の取消し)

第7条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。
- (2) 暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号の

いずれかに該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者
に通知するものとする。

(補助事業の変更承認等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業
変更等承認申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を得なければなら
ない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 耐震改修計画及び耐震改修工事の施工箇所及び施工方法の変更（既存木造住宅については、認
定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点の最小の値が下がらないも
のに限る。）

(2) 補助対象経費の30パーセント未満の増減額。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

2 町長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を決定し、所定
の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者
に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書
（第3号様式）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 第5条第3項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、前項の申請に当たって当該補助
金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して申請しなけ
ればならない。

3 第1項の申請は、第5条第4項の規定により認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に
しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可
否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通
知書により、適当でない
と認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助事
業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査において、前条第1項の申請の内容に不備があると認めるときは、
所定の補正指示書により当該申請をした補助事業者
に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の通知があったときは、原則として当該通知を発した日の翌日から起算して60日以内にその内容を補正しなければならない。

4 町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により町長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書(第4号様式)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第13条 補助事業者は、第4条に規定する補助事業のそれぞれの事業区分について、前条第1項の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、各補助事業のそれぞれを行った者に委任する方法(以下「代理受領」とする。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、各補助事業のそれぞれを行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第10条第1項の規定による補助金額の確定後に、補助金交付請求書(代理受領)(第5号様式)に請求及び受領に関する委任状(第5号様式の2)を添えて町長に補助金の交付を請求するものとする。

3 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第6条第3項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、第9条第1項の申請の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（第9条第2項の規定により減額して申請した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により町長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査等)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 町長が前項の規定による検査のうち現場検査を行うときは、補助事業者は、既存木造住宅にあつては耐震改修計画作成を行った耐震診断士又は耐震改修工事の現場確認等を行った耐震診断士、既存非木造住宅にあつては耐震改修計画作成を行った構造一級建築士等又は耐震改修工事の現場確認等を行った一級建築士若しくは二級建築士を当該現場検査に立ち合わせなければならない。

(整備保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助対象者に関して、大月町情報公開条例（平成14年大月町条例第16号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示

するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。附則

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、大月町住宅耐震改修費等補助金交付要綱（平成24年4月1日制定）（以下「旧住宅耐震要綱」という。）、大月町老朽住宅等除去事業補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）（以下「旧老朽住宅等除去要綱」という。）、大月町ブロック塀等安全対策事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）（以下「旧ブロック塀等要綱」という。）、大月町家具転倒防止器具取付支援事業実施要綱（平成29年7月3日制定）（以下「旧家具転要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日以前の予算に係る事業については、旧住宅耐震要綱、旧老朽住宅等除去要綱、旧ブロック塀等要綱、旧家具転要綱の規定を適用するものとする。
- 4 旧住宅耐震要綱に基づき実施された改修設計の結果は、引き続きこの要綱に定める耐震改修計画とみなす。

附 則（令和7年4月1日訓令第42号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前による。
- 3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則（令和8年4月1日訓令第37号）

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前による。

第3条 改正前の要綱の規定による様式は、この訓令による改正後の大月町住宅耐震化促進事業費補助

金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1（第3条関係）

補助事業名	木造耐震改修設計補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助対象経費	既存木造住宅（注1）の所有者等が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅（注1）の所有者等が、登録工務店に依頼して行う当該住宅の耐震改修に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	①耐震診断士が設計するもの	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②大月町木造住宅耐震診断調査事業実施要綱に基づき、耐震診断をおこなった結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果、評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの	
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの。	③次のいずれかに該当するもの。 a. 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。 b. 特殊型 a. と同等以上の耐震性があると町長が認めたもの。
④原則として、引き続き当該事業により作成される耐震改修計画に基づき耐震改修工事を行うものであること。		
補助限度額	350,000円/戸	1,000,000円/戸
	補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。	

備考 (注1) 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗部分の床面積が、延床面積の2分の1未満であること。

別表第2 (第3条関係)

補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助対象経費	既存非木造住宅(注1)の所有者等が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む)	既存非木造住宅(注1)の所有者等が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む)	既存非木造住宅(注1)の所有者等が建設業者に依頼して行う当該住宅の耐震改修に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの	
③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物	③耐震改修計画について一級建築士又は二級建築	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築	

	<p>の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。</p>	<p>士により「安全性」が確認されたもの</p>	<p>士により「安全性」が確認されたもの</p>
		<p>④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	
		<p>対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>	
補助限度額	84,700円/戸	350,000円/戸	1,000,000円/戸
		<p>補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	

備考 (注) 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗部分の床面積が、延床面積2分の1未満であること

別表第3 (第3条関係)

補助事業名	コンクリートブロック塀安全対策事業
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者が登録工務店、建

	<p>設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業者を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費</p> <p>安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する</p>
補助要件	<p>地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの</p>
補助限度額	<p>205,000円/件</p> <p>補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

備考（注）「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあつては、点検項目5～7を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

別表第4（第3条関係）

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助対象経費	老朽住宅等（注）を、所有者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業者を営む者に限る。）に依頼して行

	う当該住宅等の除却に要する経費
補助対象要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	木造については除去工事費（見積額）又は36,000円×延床面積（㎡）のいずれか少ない金額の5分の4以内非木造については除去工事費（見積額）又は51,000円×延床面積（㎡）のいずれか少ない金額の5分の4以内
	補助限度額：1,645,000円/件
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

備考（注）「老朽住宅等」とは昭和56年5月31日以前に着工された住宅等で、かつ現に使用されていない住宅等であり、以下の①～③いずれかをみたすものとし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。また、併用住宅の場合は居宅部分の床面積が2分の1以上のものとする。①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの

別表第5（第3条関係）

補助事業名	家具等安全対策支援事業
補助対象経費	住宅の所有者等が家具転倒防止器具取付登録事業者に依頼して行う家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、ガラスの飛散防止、及び感震ブレーカーの設置に要する経費
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。

補助要件	<p>ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないものではない。 ・飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、J I S A 5 7 5 9のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものである。
	<p>感震ブレーカーの設置については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーとは、地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもりの落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等、地震時、もしくは地震後の通電による電気火災の抑止のため有効に作動する機器をいい、それを内蔵する機器も含む。 ・感震ブレーカーを地震時の電気火災の抑止のため有効に作動するよう設置を行うもの。
補助限度額	14,000円/件
	<p>補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

第1号様式（第5条関係）

第1号様式(第5条関係)

令和 年 月 日

大月町長 様

住所
ふりがな
申請者 氏名
電話番号



補助事業認定申請書

大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記の事業について、認定を申請します。また、大月町事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約するとともに、当該事業に係る申請書及び報告書並びに添付書類に記載された内容を、個人が特定できない範囲で防災対策関連事業の普及及び啓発目的で利用すること、申請内容の確認のために必要があるときは、不動産登記に関すること、固定資産に関すること、町税等に関すること、住民基本台帳及び戸籍台帳等に関することについて、町長が関係機関へ調査を行うこと並びに申請に係る建築物の立ち入り調査を行うことに同意します。なお、上記の調査もふくめ、土地・家屋の関係者の同意は得ております。後日に紛議が生じても大月町に迷惑をおかけしません。

記

補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震化促進事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震化促進事業 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック塀安全対策事業 <input type="checkbox"/> 家具等安全対策支援事業 <input type="checkbox"/> 老朽住宅等除却事業
補助金交付申請額 (予定)	円
住宅等の所在地	大月町
住宅等の概要	構造 造 階建て 延床面積 m ² <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前に着工
住宅所有者氏名 (申請者との続柄)	
事業期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

共通		<input type="checkbox"/> 大月町住宅耐震化促進事業交付申請額内訳書（別紙1） <input type="checkbox"/> 県税及び町税を滞納していないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 住宅の所有者が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類	
	1 木造耐震化促進事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書（木造）（別紙2-1） <input type="checkbox"/> 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもので、作成した耐震診断士の氏名、登録番号及び押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事前の認定ソフトの精密診断法による耐震診断報告書（作成した耐震診断士の氏名、登録番号及び押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事後の認定ソフトの精密診断法による想定耐震診断報告書（作成した耐震診断士の氏名、登録番号及び押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成費見積内訳書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費見積内訳書 ※大月町木造耐震診断を受けずに申請する場合は、登記事項証明書等	
	2 非木造住宅耐震化促進事業	診断事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙2-2） <input type="checkbox"/> 住宅の所有者および建築年が確認できる書類で、以下のいずれかの写し ① 住宅の固定資産課税台帳登録証明 ② 住宅の登記簿謄本 ③ 住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証 <input type="checkbox"/> 位置図（付近見取図）、配置図、各階平面図等 <input type="checkbox"/> 耐震診断に係る見積書（写し）
		耐震改修計画作成	<input type="checkbox"/> 事業計画書（非木造耐震改修計画作成）（別紙2-3） <input type="checkbox"/> 構造設計一級建築士等の資格証又は受講修了証の写し <input type="checkbox"/> 建築年月日を証する書類 <input type="checkbox"/> 現況の位置図、配置図、平面図等 <input type="checkbox"/> 構造設計一級建築士等による診断の結果、倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断されたことを証する書類 <input type="checkbox"/> 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）
耐震改修工事		<input type="checkbox"/> 事業計画書（非木造耐震改修工事）（別紙2-4） <input type="checkbox"/> 構造設計一級建築士等の資格証又は受講修了証の写し <input type="checkbox"/> 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）	
3	コンクリートブロック塀安全対策	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙4） <input type="checkbox"/> 位置図、配置図、平面図等（改修内容が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）	
4	家具等安全対策支援事業	<input type="checkbox"/> 大月町家具転倒防止器具取付同意書（別紙3） <input type="checkbox"/> 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）	
A	老朽住宅等除却事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙4） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 ※建物が未登記の場合は、家屋課税台帳兼名寄帳 <input type="checkbox"/> 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類） <input type="checkbox"/> 床面積求積図	

※その他必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

第2号様式（第8条関係）

第2号様式(第8条関係)

令和 年 月 日

大月町長 様

住 所

ふりがな

申請者 氏 名

印

電話番号

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 大月総第 号により事業認定を受けた大月町住宅耐震化促進事業費補助金について、下記のとおり事業内容の 変更・廃止 をしたいので、大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

3 添付書類

(1)大月町住宅耐震化促進事業交付申請額内訳書（別紙1）

(2)事業計画書（別紙1～4）

(3)その他町長が必要と認める書類

第3号様式（第9条関係）

第3号様式(第9条関係)

令和 年 月 日

大月町長 様

住所
ふりがな
申請者 氏名
電話番号

補助金交付申請書

令和 年 月 日付け 大月総第 号により事業認定を受けた大月町住宅耐震化促進事業費補助金について、補助事業が完了し補助金の交付を受けたいので、大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

記

補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震化促進事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震化促進事業 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック塀安全対策事業 <input type="checkbox"/> 家具等安全対策支援事業 <input type="checkbox"/> 老朽住宅等除却事業
補助金の交付決定額 及び精算額	補助金交付認定額 円
	補助金出来高額 円
補助事業の実施期間	着手
	完成

添付書類

共通		<input type="checkbox"/> 大月町住宅耐震化促進事業費精算内訳書（別紙5） <input type="checkbox"/> 代理受領確認書（別紙6）			
1 住宅耐震改修促進事業	木造	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事後の耐震診断報告書（現場確認等を実施した耐震診断士の氏名及び登録番号の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> しゅん工図（耐震改修の内容の記載されたもので、現場確認等を実施した耐震診断士の氏名及び登録番号の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 写真（耐震改修工事に係る全ての補強内容が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の実施工程表（現場確認等を実施した耐震診断士の氏名及び登録番号並びに現場確認日の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成費請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成費領収書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費領収書（写し）			
	非木造	<table border="1"> <tr> <td>耐震改修計画作成</td> <td> <input type="checkbox"/> 耐震改修計画の安全性が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 耐震改修の内容の記載された位置図、配置図、平面図等（構造設計一級建築士等の氏名及び登録番号の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成費領収書（写し） </td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td> <input type="checkbox"/> しゅん工図（現場確認等を実施した一級建築士又は二級建築士の氏名及び登録番号の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 写真（耐震改修工事に係る全ての補強内容が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の実施工程表（現場確認等を実施した一級建築士又は二級建築士の氏名及び登録番号並びに現場確認日の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費領収書（写し） </td> </tr> </table>	耐震改修計画作成	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画の安全性が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 耐震改修の内容の記載された位置図、配置図、平面図等（構造設計一級建築士等の氏名及び登録番号の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成費領収書（写し）	耐震改修工事
耐震改修計画作成	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画の安全性が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 耐震改修の内容の記載された位置図、配置図、平面図等（構造設計一級建築士等の氏名及び登録番号の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成費領収書（写し）				
耐震改修工事	<input type="checkbox"/> しゅん工図（現場確認等を実施した一級建築士又は二級建築士の氏名及び登録番号の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 写真（耐震改修工事に係る全ての補強内容が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の実施工程表（現場確認等を実施した一級建築士又は二級建築士の氏名及び登録番号並びに現場確認日の記載並びに押印のあるもの） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費領収書（写し）				
2 家具等安全対策支援事業		<input type="checkbox"/> 取付け前後の家具及び器具等が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 領収書（写し）			
3 コンクリートブロック塀安全対策		<input type="checkbox"/> 工事請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 工事完了写真 <input type="checkbox"/> 領収書（写し） <input type="checkbox"/> 廃棄物管理票（写し） ※B票（最終処分終了票）			
A 老朽住宅等除却事業		<input type="checkbox"/> 工事請負契約書（写し） <input type="checkbox"/> 工事完了写真 <input type="checkbox"/> 領収書（写し） <input type="checkbox"/> 廃棄物管理票（写し） ※B票（最終処分終了票）			

※その他必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

※代理受領をする場合の領収書は、実績額と補助金交付申請額との差額（自己負担額）のものを提出してください。（自己負担額を超える額を業者に支払済みの場合は、代理受領はできません。）

第4号様式(第12条関係)

第4号様式(第12条関係)

令和 年 月 日

大月町長 様

住所
ふりがな
請求者 氏名 ㊟
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け 大月指令第 号により交付決定を受けた大月町住宅耐震化促進事業費補助金について、大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求金額 金 円

内 訳		金	円
	診断事業(非木造のみ)	金	円
	耐震改修計画作成	金	円
	耐震改修工事	金	円
	コンクリートブロック塀安全対策事業	金	円
	家具等安全対策支援事業	金	円
	老朽住宅等除却事業	金	円
	合計	金	円

2 振込先

振込指定金融機関	
預金種別	
口座番号	
口座名義(ふりがな)	

第5号様式（第13条関係）

第5号様式(第13条関係)

令和 年 月 日

大月町長 様

住所
ふりがな
請求者 氏名
電話番号

㊞

補助金交付請求書(代理受領)

年 月 日付け 大月指令第 号により が交付決定を受けた大月町住宅耐震改修費等補助金について、大月町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第13条の2第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求金額 金 円

内 訳	診断事業(非木造のみ)	金	円
	耐震改修計画作成	金	円
	耐震改修工事	金	円
	コンクリートブロック塀安全対策事業	金	円
	家具等安全対策支援事業	金	円
	老朽住宅等除却事業	金	円
合計		金	円

2 交付決定の内容

内 訳	診断事業(非木造のみ)	金	円
	耐震改修計画作成	金	円
	耐震改修工事	金	円
	コンクリートブロック塀安全対策事業	金	円
	家具等安全対策支援事業	金	円
	老朽住宅等除却事業	金	円
合計		金	円

(注) 代理受領をする者ごとに作成してください。

3 振込先

振込指定金融機関	
預金種別	
口座番号	
口座名義(ふりがな)	

第5号様式の2（第13条関係）

第5号様式の2（第13条関係）

令和 年 月 日

大月町長 様

請求及び受領に関する委任状

私は、 年 月 日付け 大月指令第 号により交付決定を受けた大月町住宅耐震化促進事業費補助金の交付の請求及び受領について、大月町住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり委任します。

記

委任者（申請者）

住所

氏名

㊦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名）

受任者

住所

氏名

㊦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名）

委任する金額及び内訳

内 訳	診断事業（非木造のみ）	金	円
	耐震改修計画作成	金	円
	耐震改修工事	金	円
	コンクリートブロック塀安全対策事業	金	円
	家具等安全対策支援事業	金	円
	老朽住宅等除却事業	金	円
合 計		金	円

（注）受任者ごとに作成してください。

測定基準表 1

測定基準表1

木造の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁(注)	外壁の構造が粗悪なもの(注)	25	
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	③基礎、土 台、柱又は はり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁(注)	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの(注)	15	
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの(注)	25	
		⑤屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑥外壁	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計	点
----	---

(備考)一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注)界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表 2

測定基準表2

鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		②外壁(注)	外壁の構造が粗悪なもの(注)	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁(注)	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの(注)	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあ	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25				
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	30
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	

合計	点
----	---

(備考)一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評点は、該当評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注)界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表3

測定基準表3

コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	10	55
			耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
			基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
		②外壁(注)	外壁の構造が粗悪なもの(注)	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁(注)	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの(注)	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑥屋根(ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表1の測定基準及び評点を適用するものとする。)	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	
外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30				

合計	点
----	---

(備考)一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評
 (注)界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

点検表 1

点検表1

補強コンクリートブロック塀の点検表

(鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	2.2mを超えている	
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	
		高さ2m以下で10cm未満	
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っていない	
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない	
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	7項目のうち1つでも当てはまれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

点検表2

点検表2
組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	1.2mを超えている	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出していない、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満	
4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	6項目のうち1つでも当てはまれば、組積造の塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	